

第1回 山形県景観形成審議会議事録

- 1 日 時 令和3年3月8日（月）14時00分から16時00分
- 2 場 所 山形県自治会館401号室
- 3 出席委員 齋藤委員、山畑委員、本間委員、水戸部委員、山科委員、山崎委員
熊坂委員、近野委員、太田委員（計9名）
- 欠席委員 高澤委員（計1名）
- 4 議事録署名委員 本間委員、山崎委員
- 5 議 事
- 諮問事項 なし
 - 審議事項
 - (1) 山形県景観形成審議会運営細則について 【資料-1】
 - (2) 会長等の選任
 - 報告事項
 - (1) 「やまがた景観物語おすすめビューポイント60」について 【資料-2】
 - (2) 屋外広告物の規制について 【資料-3】

議 事

（事務局）

この度は第1回目の審議会であり、初めに山形県景観形成審議会運営細則を定める必要がございますので、事務局により議事を進めたいと存じます。

では、審議事項を事務局よりご説明いたします。

（事務局）

～「山形県景観形成審議会運営細則について」【資料-1】を説明～

（事務局）

ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問はございませんでしょうか

[意見なし]

（事務局）

景観形成審議会運営細則（案）について、皆様ご異議ございませんでしょうか。

（各委員）

[異議なし]

（事務局）

ご異議がないようですので、審議事項の山形県景観形成審議会運営細則（案）は承認されました。なお、施行日は本日3月8日となり、これによりまして、皆様、資料の方から（案）を取っていただきたいと思えます。

また、運営細則の承認を得られたことで、オンラインリモートで参加していただいております齋藤委員及び山畑委員におかれましても、運営細則第7条第2項により改めて本審議会に出席となります。よろしくお願ひします。

続きまして、本審議会の会長選出を行います。

山形県景観形成審議会条例第4条第1項の規定により、会長は委員の互選により決定することになっております。

委員の皆様にお諮りいたします。会長の選出について、ご発言をお願いします。

（水戸部委員）

景観審議会の会長を務めていただいております齋藤委員でいかがでしょうか。

（事務局）

齋藤委員に会長をお願いしたいというご発言がありましたが、皆様 ご異議ございませんでしょうか。

（各委員）

[異議なし]

（事務局）

ご異議がないようでございますので、齋藤委員、会長としてお引き受けくださることよろしいでしょうか。

（齋藤会長）

恐縮でございますが、選んでいただきましたのでお引き受けしたいと存じます。よろしくお願ひいたします。

（事務局）

ありがとうございます。

それでは、齋藤委員が会長に選出されましたので、ここからは齋藤会長より議事の進行をお願いしたいと思います。

齋藤会長、どうぞよろしくお願ひいたします。

（齋藤会長）

よろしくお願ひいたします。

さて、景観審議会のお手伝いして参りましたけれども、これから景観形成審議会ということで、屋外広告物分野を入れ込んで新しい組織がスタートいたしました。各方面でご活躍の皆様方のご支援をもって、この会議が運営されていきますので、何分にもご協力のほどお願ひ申し上げます。

それでは、私から引き続き議事を進行したいと存じます。

山形県景観形成審議会条例の規定によって、会長の指名によってお願ひする職務がございますので、私から僭越ではございますけれども指名させていただきたく存じます。

まず、会長の職務代理者ですけれども、高澤委員を指名したいと存じます。

次に、先ほど運営細則で決定されました景観審査部会の委員ですけれども、山畑委員、高澤委員、本間委員、山科委員、山崎委員の5名を指名いたします。どうぞよろしくお願ひいたします。

続いて景観審査部会長ですけれども、景観審議会の時も部会長として取りまとめに尽力された山畑委員を指名したいと存じます。

いかがでしょうか。

(各委員)

[異議なし]

(齋藤会長)

それでは、ご異議なしということで、よろしくお願ひいたします。

次に、この景観審査部会の部会長の職務代理者ですけれども、これは審査部会長の指名によることとなっておりますので、山畑部会長よりご指名いただきたく存じます。よろしくお願ひします。

(山畑部会長)

それでは、私より景観審査部会長の職務代理者には、高澤委員を指名したいと思います。よろしくお願ひいたします。

(齋藤会長)

ありがとうございました。

これで山形県景観形成審議会の体制が整いました。各委員の皆様どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

続きまして、本日の議事録署名委員2名を指名いたします。
本間委員と山崎委員にお願いしたいのですが、よろしいでしょうか。

(本間委員)(山崎委員)

[了承]

(齋藤会長)

よろしく申し上げます。ありがとうございました。

では、審議事項はこれでひとまず落着いたしましたので、これより報告事項に移りたいと思います。

報告事項の一つ目、「やまがた景観物語おすすめビューポイント60について」、事務局よりご説明をお願いいたします。

(事務局)

～「やまがた景観物語おすすめビューポイント60」について【資料-2】を説明～

(齋藤会長)

私は鶴岡の出身だと申し上げましたが、山形県はこんなに美しいものだということを改めて思い知らされて、撮影技術もあるのでしょうか、美しい県だとしみじみ思いました。さて皆様方から、ただいまの報告を受けましてご意見、ご質問はございませんでしょうか。それでは、ご発言ある方はどうぞ挙手をお願いいたします。

(山崎委員)

このおすすめビューポイントのQRコードは、どの位閲覧されているか把握されてますでしょうか。

(事務局)

QRコードの読取り数ですが、平成27年9月から令和3年の1月までカウントしているところと言いますと、4万3,755人が読取りを行っているところです。内、外国語の読取り数、恐らく外国の方になろうかと思えますけれども、760の方がこのQRコードを読込んでいるような結果です。

(山崎委員)

この結果を均すと、1年で大体1万人位となりますが、これは目標数値に到達していますでしょうか。

(事務局)

QRコードの読取り数に対しては、当初目標数値というものは持っていませんでした。どちらかというと、それは附属的なものだというイメージがあったのですが、ただ、ビューポイントに訪れる方を確認するには、このQRコード読取り数が有効だなということを考えまして、「年間1万人」というところで目標として設定してきたところです。

（山崎委員）

私の意見で大変恐縮ですが、自分がもし観光客だとして、このパンフレットが道の駅などに置いてあった時に、なかなか目に入りづらいようなデザイン、大きさも含めて、山形の折角のダイナミックな自然が少し伝わりづらいなというところが一つ気になって見ておりました。

文字数が多くなくていいのですが、パッと見て分かるぐらいのものがいいなと感じました。もうちょっと大きなパンフレットであれば、もちろん持ち歩くのは大変かもしれないけど、ダイナミックさは伝わっていくのかなと思います。

また、ビューポイントにまつわる歴史的なストーリーを見るのに、QRコードを介さないと読めないというところは、高齢者など、なかなかスマートフォンを操作できない方には大変なのではと思います。

動画ですが、静止画のスライドショーという形だと代わり映えしないので、例えば、動画を用いながら、全部をダラダラと流すのではなく、ピックアップしインパクトを与えるような動画の方が広がりやすいのではないかと思います。

そういった細かい点が少し気になりました。

あと、ここに写っている景色はある時期のある時間帯だと思うのですが、その時間帯でないと、伝えたい風景とは違ったというようなこともあったりするで、おすすめの時期とか、そういうところも載せた方が分かりやすいし、四季を通して順番に巡っていただきやすいと感じたところです。

すいません、あと SNS 関係のフォロワー数は大体どの位でしょうか。

（事務局）

SNS に関しては、Facebook のフォロワーとして 860 人、Instagram のフォロワーとしては 3,621 人というのが、現時点でのフォロワー数となっております。

（山崎委員）

思ったより多いなと思いました。

それぞれは大体どの位で更新していますでしょうか。月何回とか。

（事務局）

Facebook に関しては、今ちょうど、写真コンテストの紹介を行っているので、大体2日に1回位の更新です。Instagram も一緒です。大体 Facebook と Instagram は同時期に更新しているような状況です。

パンフレットは、以前始まった時A4判の大きなものを作っておりましたが、それよりも需要として、「小さくてコンパクトなもの」とのご意見をいただきました。あと、ビューポ

イントが最初 33 か所から始まり、53 か所となり、やっと 60 か所で全市町村をカバーしましたので、それを踏まえて、反響を見てという形もありますが、今日のご意見も参考にさせていただきたいと思います。

動画は、これからポイントごとで撮影し、それから山形は四季がはっきりしているところでもありますので、季節ごとでよいところを決め、これから事業を展開していきたいと考えております。

（水戸部委員）

水戸部と申します。よろしく願いいたします。すいません感想と言うか、感じたところですが、写真コンテストはとても素晴らしい写真が多いと拝見しております。

それで撮影者のお住まいの場所と撮られた場所を見ますと、例えば東京の方や他県の方、県内在住の方でも在住市町村と異なる市町村の写真を応募され、入選された方がいらっしゃるなということで拝見していました。

例えば建物の中、「庄内平野に佇む匠の技と大正ロマン アトク先生の館」で受賞されていると、恐らく所有者の方がいらっしゃると思うのですが、所有者の方に、ぜひ大きく焼いた素敵な写真を大きいパネルに入れて、「入賞されました」と貰えたりすると、所有者の方もすごく嬉しいのかなと思います。

あと建物にしろ、棚田にしろ、特に個人のものですと維持管理とか、とてもご苦労されている方が沢山いらっしゃると思うので、そういった方がこれからも大事にしていこうかなと、お金とかで支援していくのも限界があると思うので、そういった心意気というか誇りの的なところで喜ばれるのかなという印象を受けたところです。

あと、仕事というよりは個人的に感じた印象がありまして、Facebook で発信されている、先ほど山崎委員がおっしゃられた、こういう時期じゃないとこの写真のような景色に出会えないということだったと思いますが、ぜひ Facebook など、このサンセットの写真を撮影された日に、「この写真は、この日に撮りました」と流れてきますと、私はまず週末にどこに行こうか、行くところがないかなというときに、Facebook を見て、何かしていないかと見たりするので、そういうところで、この写真は「何年前の5月に池の素晴らしい青い綺麗な写真が撮れましたから、今日も天気がいいから見られるかもよ」という発信があると、じゃ行こうかと、つい私は思ってしまうかなと印象を受けました。

Facebook の「思い出」という機能があって、数年前のその日に撮られた写真を自分が投稿していると、その日に出てくる機能があります。そういったものを Facebook のシステムではなく、人間的にもし撮影日が分かるものがあれば出てきたりすると、嬉しいのかなと思ったところです。

とてもすばらしい写真だと思いますので、事務局の皆さん大変なところだと思いますが、感想を申し上げさせていただきました。

（齋藤会長）

事務局どうでしょうか、いまの話について。

リアルタイムと双方向性ということでなかなか楽しくなりそうですけれども。

（事務局）

ありがとうございます。季節の移ろいやいい時期、季節ごとで取組んでいくということ、前回、前々回も委員の皆様からご意見いただいたところです。今年度は、結構更新の方を担当ががんばっていますが、今いただいたようなことを、これから春の時期になりますので、春先のビューポイントのいいところを見繕いながら検討していきたいと思います。

（山科委員）

山科です。私から2点質問があります。

1点目ですが、ホームページでは英語対応をしているようですが、今後 SNS 等で英語対応をやっていく予定はあるのかどうか。

ハッシュタグとかも英語は使っていなかったの、SNS からホームページに誘導みたいな流れが海外の人には、今のところできていないのかなと思いました。

あと、Instagram を拝見しましたが、今のところ全部写真のようです。やっぱり滝とか迫力のあるもの、写真はもちろん良いですけども、例えば動画、今動画を見られる方が多いので、そういったところでムービーを載せるとか。

そういったところで展開を新たにしていってもよいのではないかと思いました。

（事務局）

貴重なご意見、ありがとうございます。

外国語表記に関して、SNS となってきましたと、我々の語学力が追い付かなくて、そこはなかなか難しいですが、ただ英語版のパンフレットにつきましては、実は5か国語の外国語対応ということで、そこまではホームページ上に掲示するようなどころまで来ております。今後、予算見合いになりますが、携帯版リーフレットにつきましても、外国語表記のものを作って、インバウンド向けに配布できればと考えているところです。

それから Instagram の動画については、今は写真だけではなく動画も上げることが結構多いかと思うので、山科委員からのご意見を参考に Instagram にも上げていくことを考えていきたいと思います。

（本間委員）

本間と申します。先ほど自己紹介にも重複しますが、本当にこのビューポイントを巡ってみるとよい場所がたくさんあって、私としては、「やまがた景観物語」は、もうちょっといろんな人たちに知ってもらいたいと、本当に心から思っているのですが、認知度というところはもう少し伝わっていいのかなと思います。

そうするとソフト面の対応を強化していかなければならないのかなと思っています。

テレビとか、マスメディアで動画発信すると年代問わず、年齢問わず、いろいろな人たちに伝わりやすいので出来たらいいなと思うのですが、費用的なところもあると思うのでまずは後からにして、イベントもコロナの状況によっていつ位にどんなことができるのかがなかなか難しいと思うので、そうすると SNS の活用が今一番やりやすいと思っています。前の会（山形県景観審議会）でもリアルタイムでの更新というのは、話が出たような気がするのですが、なかなか県だけで配信するのは人的な問題も含めて難しいところもあると

思うので、各市町村などと協力して、もしくは SNS の発信力は強いと思うのでエリアに必ず 1 人や 2 人、フォロワー数の多い「インフルエンサー」のような人がいると思うので、そういう人たちに例えばじゅんさい沼でじゅんさいを積む体験やスカイパークで飛ぶ体験を実際にやってもらい、そのことを発信してもらおうと、より強く発信が出来るのかなと思いました。

（事務局）

貴重なご意見ありがとうございます。

審議会でもいただいたご意見を少しでも活用したいと思うところですが、金銭的な面の予算確保というのが一番大きな課題になりますので、やはり今回いただいた「インフルエンサー」の活用といったところを大いに考えていければと思います。

（熊坂委員）

熊坂です、よろしくお願ひします。

先ほど画面を見ていたときにサインが付いていた気がしましたが、それは全部のビューポイントに付いているのですか。

（事務局）

先ほど説明しました資料 2 の左の下の方にサイン（標識）があります。これをタイプは変わりますが、自立式のものもあれば、そのまま標識を手摺に貼付けているパターンもありますが、60 か所すべてにこの標識を設置している状況です。

（熊坂委員）

先日、19 番の（米沢市）御成山のところに行ったときに、なんか付いていたなという印象を今思い出しました。

ビューポイントに行ったときに、違う季節に来るとこんな景色が見られるようなことが出来れば、またここに来たくなるなということもあると思いますので、その辺も含めて、更新をされて、あとは見やすいところに設置していただければと思ったところです。

（事務局）

ありがとうございます。今回、「季節」というのがキーワードとなっています。

あと、見やすいところということですが、標識は施設管理者から土地をお借りし、許可をいただき設置しております。設置する時は、なるべく邪魔にならないところ、且つ、目立つところに設置させていただいておりますので、そういったことでもっと別の場所がよいのではというご意見があれば頂戴できればと思います。

（近野委員）

近野と申します。この令和 2 年度の写真コンテストの募集要項について、どのような形で県民に情報発信をしているのかということをお聞きしたいです。

このような素晴らしい写真が県人だけでなく、全国の方々からもあるようですが、募集を

どのようにやっているかお聞かせいただきたいと思います。

(事務局)

今年度の写真コンテストの募集の仕方ですが、県のホームページにも掲載させていただいておりますし、あとは今日もマスコミの方がいらっしやっていますけども、マスコミに県から投込みし新聞等に載せていただいている状況です。

なかなか山形県民全員が知るという機会はないかもしれないですけども、出来る限りのことはやっておりますけども、足りない点等ありましたらご意見を頂戴できればと思います。

(山崎委員)

この写真コンテストはビューポイントだけを対象として募集をされているようですが、ここまで限定せずにもっと幅広く山形県内の風景を募集して、新たなビューポイントを確立する展開も良いと思います。そういった視点でコンテストされたら、より幅広いコンテストになるのではないかとこのころが一つ。

Instagramで「やまがた景観物語」のハッシュタグを付けて投稿した方は一覧に出てくるので、その日アップした中から担当の方がチェックして、いいなと思ったものをどんどんリツイートという形で、「やまがた景観物語」のInstagram、Facebookにシェアしていくことで、ハッシュタグを付ける方も注目を浴びるなど、お互いに双方向で効果が生まれるのではないかと思いますし、そのハッシュタグを付けて投稿してくれた方の中から月1回大賞を決めて、何かプレゼントをされるとか、そういったことでどんどん広がっていくのではないかと感じました。

(事務局)

ありがとうございます。2ついただきましたが、まずビューポイントに限らずということですが、我々の方は「ビューポイント」(県土整備部)なんですけれども、他に「真・山形」(総務部)とか、「やまがた百名山」(環境エネルギー部)とか、各県の組織でいろいろと写真コンテストを行っております。それでビューポイント以外の写真については、他のコンテストに応募していただくよう案内しております。

あとビューポイントとは、「見る対象と見る場所から」というようなところから始めている景観ですので、それがだんだんと成熟していけば、もっともっと広い視点にもいくのかなと思います。

リツイートによる双方向の効果というところは、大変参考にさせていただきたいと思えます。

(太田委員)

コンテストの話が大体出ているようですが、これまでの各年度のコンテスト応募状況はどうでしょうか。増えているのかどうかという点が気になるところです。もし分かれば県内の方と県外の方、その辺分かなければ結構ですが、それをお知らせいただきたいなと思います。

(事務局)

写真募集の作品数は分かるのですが、県内・県外とかは把握しておりませんでした。応募作品数を申し上げますと、平成 28 年度が 147 作品、平成 29 年度が 55 作品、平成 30 年度が 101 作品、令和元年度が 65 作品、令和 2 年度は 95 作品となっております。

(太田委員)

そういうことでと大体 100 作品前後ということで、増えていないのかなという感想持ちましたので、ぜひ各委員の方からご意見のあった部分を十分試していただいて、このコンテスト自体は活気的なものでありますので、その辺よろしくをお願いします。

(山畑委員)

ビューポイントも 33 か所から 60 か所に増えまして、県内網羅して、そこからいろいろな発見があると思いますし、最初に説明があったと思いますが、アクセスのよい場所を前提としているので、まだまだ、山の中に入っていき、どこかいい景色があるとか、そういったものは除いたものにはなっています。広く多くの人に見てもらえる場所ということで進めてきたもので、今いろいろとお話がありましたように、もう少し周知させたいです。あと、写真コンテストもいろいろとご意見もありましたけれども、もう少し工夫が必要なのかなということは、皆様の意見も伺って感じました。県外の方とか海外の方もいまは難しいですけども、当初インバウンドを期待したこともあり、ホームページが 13 か国語（日本語も含めて）に対応していることはすごいなと思っております。

(齋藤会長)

ありがとうございました。

それでは、ちょっと時間も押して参りましたので、この件につきましては、ここまでということにいたしまして、もし何かご意見がございましたら、メールその他で事務局宛にお送りいただければと思います。

続きまして、報告事項の二つ目、「屋外広告物の規制について」ご説明をお願いいたします。

(事務局)

～「屋外広告物の規制について」【資料－3】を説明～

(齋藤会長)

これについてもいろいろ議論したいところですが、あと 9 分しかないということで、申し訳ないですけども、ご専門の熊坂委員、今の話を聞いていかがでしょうか。

（熊坂委員）

前回の屋外広告物審議会から関わらせていただいて、その時にいろいろ話が出ていたのを含めて、老朽看板などについて、「いろいろと直した方がいいよ」と（助言を）企業とかにお話ししていますが、その中で、元請けに関しては3年ごとの更新を県の方から指示がいつているので、今まで自分たち（自社）で点検をされていたことが、屋外広告士を持っている方々が点検しなければならないということで、私どもの会社にも点検依頼をいただいております。何年も経つてくると柱がすごく痛んだり、板面が痛んだりしているのに、自分たち（自社）で点検すると「○」を付けていたのを、私たちが点検することによって、景観や安全性も含め、「柱や板面に対してもきれいにした方がいいですよ」ということもいろいろと助言できるようになったので、その点ではこういうことを進めていく分には大変よいことだと思っているところです。

自家用広告物の話になると、どうしても自分（自社）の敷地内なので、その辺は予算との兼ね合いになります。

最近話に出ているのが米沢に高速道路が出来たことによって、15年位前に建てられた看板が痛んでそろそろリフォームやリニューアルする時期になっていますが、ICから3キロ圏内だから板面を小さくしなければならないという話もいただいております、それも見直すとなると、なかなかきれいに出来ないというのが同時に聞こえてきています。

そういうのを含めて、これからどのように対応をしたらよいか業者としても考えますが、行政の方でも自家用広告物について、どのように改善できるかを予算の兼ね合いや助成なども含め、いろいろと話し合いが必要だと思っているところです。

（齋藤会長）

ありがとうございました。

事務局、ご参考になさってください。

それから商工会関係で、近野委員いかがでしょうか。

（近野委員）

今、ご説明をいただいて、いろいろと決まりがありすぎて、大変だという思いがあります。熊坂委員がおっしゃったとおり米沢でもいろいろと危険な看板が目立つ地域があるということで、私個人的に、どういうところに注意事項を申し上げていいか感じておりました。そのことについては、米沢市の方に連絡すればよろしいのでしょうか。

（事務局）

米沢市ですと、置賜総合支庁の建設部の方に屋外広告物担当がおりますので、そちらにお問合せしていただければと思います。

（齋藤会長）

ありがとうございました。

最後に、山畑委員いかがでしょうか。

(山畑委員)

最後の方に、規制緩和の話が少し出ていましたが、いわゆる歓迎看板、ウェルカムサインについての緩和とか、公園内の話だとか、これは景観という観点から非常に丁寧にデザインしていかないと逆効果な事例をたくさん見えていますので、そこはいろいろと議論を重ねる必要があるところなのかなと思っております。

それから、最後に情報提供ですが、建築基準法の第12条に基づいた特定建築物の点検があります。つい先日、屋外広告物と外壁でパネルが落下することがあり、その関係から大きい建物を中心に別途国交省からその点検の方法の通知が出てくると思います。

今年度の報告書でまとめていますので、来年度以降になると思います。

(齋藤会長)

ありがとうございます。

本日はここまでにさせていただきたいと思います。

それでは、事務局お願いいたします。

(事務局)

齋藤会長、どうもありがとうございました。

何かご意見等ありましたら、事務局にご連絡いただければと思います。

次第には、「その他」とありますが、委員の皆様から何かございますか。

無いようですので、以上を持ちまして、第1回山形県景観形成審議会を終了いたします。

(了)

令和3年3月8日

議 長

議事録署名人

議事録署名人